

自然ふれあい施設「榛原ふるさとの森」の利用について

自然ふれあい施設「榛原ふるさとの森」（以下「施設」という。）では、皆様の活動が安全かつ円滑に行えるように、利用にあたり事前の申込みをお願いしています。

利用を希望する場合は、以下の項目に基づき必要な手続きをお願いします。

施設内での活動はセルフエイド（自己責任）となりますので、安全に配慮した活動をお願いします。あわせて、利用者は施設の適正な利用及び里山の自然環境の保全に努めてください。また、下記5で定める「施設内での禁止事項」の遵守をお願いします。

1 利用できる活動

- (1) 教育活動（社会・総合教育、遠足、体験、講習等）
- (2) 団体等が主催する活動（環境整備、環境教育、里山体験、県民大作戦等）
- (3) 個人・少人数での利用（散策・ハイキング等）

2 利用できる場所・人数

- (1) 場所：サンクチュアリゾーン（別添地図参照）を除く全域
- (2) 人数：制限なし

3 利用期間・時間

- (1) 利用期間：年間を通じて可
- (2) 利用時間：日の出から日没まで（原則夜間は不可）

4 利用方法

団体で利用する場合には、原則、事前の申込みが必要です。ただし、利用日数が1日で、人数が10名以下の場合には、申請は不要です。

(1) 申込書の提出

ア 短期での利用の場合（イの長期利用以外）

- ・提出書類：様式1号 利用申込書
- ・申込期限：利用日の1週間前までに提出

イ 長期での利用の場合（定期的に施設を利用する場合）

- ・提出書類：様式2号 活動利用申込書
- ・申込期限：利用開始日の2週間前までに提出

(2) 申込書の提出方法

以下の①～③のいずれかの方法によります（電話不可）。なお、宛先は、「静岡県志太榛原農林事務所 森林整備課」としてください。

- ① Email：AFO-shidahai-shinrin@pref.shizuoka.lg.jp
- ② FAX：054-644-9209
- ③ 郵送：〒426-0075 静岡県藤枝市瀬戸新屋 362-1

(3) 利用の受付

県は、申込内容の確認を行い、提出のあった申込書の下欄に受付日を記入し、利用者あてに写しを送付します。

なお、利用希望日が他団体等と重複した場合にはお知らせしますので、当事者間で調整をお願いします。

5 施設内での禁止事項

施設の自然環境の保全や利用者の安全を確保するため、次の行為は禁止します。

- (1) 無断で施設の改変を行うこと（活動に必要な施設(柵・標識等)を設置したい場合は、事前に県の承認を得ること）
- (2) 無断で施設内の動植物を採り、持ち帰ること
- (3) 施設内に他区域から動植物を持ち込むこと
- (4) 火を使用（施設内における「たき火」など）すること。活動等で必要な場合は、申込時に理由を添えて申し出てください。
- (5) サンクチュアリゾーンや立入禁止措置を講じた箇所への進入
- (6) 営利を目的とする利用
- (7) 一般者や他団体を除外する独占的利用
- (8) 施設内における飲酒・喫煙などの行為
- (9) 4に定める申込みをしない利用(利用人員11人以上の場合に限る)

6 留意事項等

- (1) 申込者が本定めに反して施設を利用した場合は、今後の利用は認めないことがあります。
- (2) 利用者が故意に施設を破損した場合等は、復旧を命じることがあります。
- (3) 県と団体が長期の利用について、別途協定等を締結している場合、様式2号による申込みがされているものとみなします。
- (4) 本施設には常駐の管理人はおりません。利用者は自己の責任で安全に活動を実施してください。また、活動に際しては事前に保険への加入（実施者負担）をお願いします。
- (5) 施設内には貴重動植物が生息しています。体験目的で生き物に触れたり、植物を採って観察する場合は、あらかじめ申込書により申し出てください。また、植物を採る場合は必要最小限とし、観察後は元の場所に戻してください。
- (6) 施設の利用に当たり疑義がある場合は、志太榛原農林事務所森林整備課に申し出てください。

担当 静岡県志太榛原農林事務所森林整備課 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1 TEL：054-644-9243 FAX：054-644-9209 Email：AFO-shidahai-shinrin@pref.shizuoka.lg.jp
